

2026年2月27日

お取引先 各位

大林ファシリティーズ株式会社

工事下請負契約約款変更のお知らせ

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年12月12日施行の建設業法改正により、弊社建築事業部門の工事下請負契約約款を下記のとおり変更いたします。

謹白

記

1 変更事項

(1) 労務費等の明示

ア 請負代金内訳書への労務費等の明示義務の新設（第4条）

下請負契約の請負代金内訳書に『材料費』『労務費』『法定福利費』『安全衛生経費』『建退共掛金』を明示する義務を負います。

イ 適正な労務費確保等に関するコミットメントの新設（第5条）

(ア) 適正な労務費・賃金の支払い表明

受注者・発注者双方が請負代金内訳書に明示された『労務費』の適正性を確認し、技能者へ適正な労務費・賃金を支払うことを定めます。

(イ) 情報開示義務（契約書の写しや誓約書の提出）

適正な労務費確保のため、当社が必要に応じて再下請負契約書や誓約書の写し等の提出を求めた場合、受注者はこれに応じる義務を負います。

(2) その他

・条文の追加による既存の条文の番号を変更

※その他変更の詳細に関しましては、別紙「新旧対比表」をご参考ください。

2 変更日

2026年3月1日

3 問い合わせ先

東京支店管理部建築事務課 電話 03-5281-8319

大阪支店管理部建築事務課 電話 06-4964-1648

以上

工事下請負契約約款新旧対照表

(朱書き下線部は変更箇所)

改正約款	現行約款
<p><u>第4条 (請負代金内訳書)</u> <u>下請負人は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書を元請負人に提出する。</u> <u>2 下請負人は、請負代金内訳書に、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいい、「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び雇用保険料をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に定める特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第5条 (適正な労務費の確保等)</u> <u>元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> <u>2 元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。</u> <u>3 下請負人は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</u> <u>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u> <u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（以下、「再下請負人」という。）に支払うものとする。</u> <u>(3) 再下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u> <u>ア. 再下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u> <u>イ. 再下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該再下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再々下請負人」とい</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>う。)に支払うこと。</p> <p><u>ウ. 再下請負人が、再々下請負人との間で、本約款第5条に定める事項を含む契約を締結すること。</u></p> <p><u>エ. 下請負人からの求めに応じて、ア及びイの支払並びにウの契約を締結したことに係る書面を提出すること。</u></p> <p><u>4 元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次の各号に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の支払に関する書面(賃金を支払った旨の誓約書等が該当する。)</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の支払に関する書面(下請負人と再下請負人との下請契約の契約書の写しの該当部分等が該当する。)</u></p> <p><u>(3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面(下請負人と再下請負人との下請契約の契約書の写しの該当部分等が該当する。)</u></p> <p><u>5 下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p>	
<p><u>第6条</u> (労務安全管理等) (略)</p> <p>以下第7条から第42条まで条番2繰り下げ</p>	<p><u>第4条</u> (労務安全管理等) (略)</p>
<p><u>第12条</u> (部分引渡し) 元請負人は、工事目的物の一部について引渡しを受ける場合は、<u>第11条</u>に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。</p>	<p><u>第10条</u> (部分引渡し) 元請負人は、工事目的物の一部について引渡しを受ける場合は、<u>第9条</u>に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。</p>
<p><u>第13条</u> (部分払) 下請負人は、毎月月末締切で、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(元請負人の検査に合格したものに限り)に相応する請負代金相当額に、業種ごとの部分払支払率を乗じた額以内の額について、<u>第15条</u>の定めるところにより、その部分払を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、<u>第15条</u>の定めるところにより部分払を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>第11条</u> (部分払) 下請負人は、毎月月末締切で、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(元請負人の検査に合格したものに限り)に相応する請負代金相当額に、業種ごとの部分払支払率を乗じた額以内の額について、<u>第13条</u>の定めるところにより、その部分払を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、<u>第13条</u>の定めるところにより部分払を行う。</p> <p>4 (略)</p>

<p>第14条（引渡し時の支払） 下請負人は、第11条第2項の検査に合格したときは、引渡と同時に書面をもって請負代金の支払を請求することができる。 2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、第15条の定めるところにより、請負代金を支払う。</p>	<p>第12条（引渡し時の支払） 下請負人は、第9条第2項の検査に合格したときは、引渡と同時に書面をもって請負代金の支払を請求することができる。 2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、第13条の定めるところにより、請負代金を支払う。</p>
<p>第17条（契約不適合責任期間） 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第11条第3項または第12条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除をすることができない。 第2項～第9項（略）</p>	<p>第15条（契約不適合責任期間） 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第9条第3項または第10条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除をすることができない。 第2項～第9項（略）</p>
<p>第27条（履行遅滞による違約金） 第1項～第3項（略） 4 元請負人の責に帰すべき理由により、第13条、第14条又は第15条（第12条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人は未受領金額につき、年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を元請負人に請求することができる。</p>	<p>第25条（履行遅滞による違約金） 第1項～第3項（略） 4 元請負人の責に帰すべき理由により、第11条、第12条又は第13条（第10条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人は未受領金額につき、年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を元請負人に請求することができる。</p>
<p>第28条（元請負人の任意解除権） 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第30条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。 第2項（略）</p>	<p>第26条（元請負人の任意解除権） 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第28条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。 第2項（略）</p>
<p>第29条（元請負人の催告による解除権） 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 （1）略 （2）正当な理由がないのに第16条第1項の修補等を行わないとき （3）～（5）略</p>	<p>第27条（元請負人の催告による解除権） 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 （1）略 （2）正当な理由がないのに第14条第1項の修補等を行わないとき （3）～（5）略</p>
<p>第30条（元請負人の催告によらない解除権） 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該</p>	<p>第28条（元請負人の催告によらない解除権） 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該</p>

<p>当するときは、書面をもって下請負人に通知して直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 下請負人が第7条1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) ～ (14) 略</p> <p>(15) 第32条 (下請負人の催告による解除権) 又は第33条 (下請負人の催告によらない解除権) の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>	<p>当するときは、書面をもって下請負人に通知して直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 下請負人が第5条1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) ～ (14) 略</p> <p>(15) 第30条 (下請負人の催告による解除権) 又は第31条 (下請負人の催告によらない解除権) の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>
<p>第31条 (元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第29条 (元請負人の催告による解除権) 各号又は前条 (元請負人の催告によらない解除権) 各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>第29条 (元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第27条 (元請負人の催告による解除権) 各号又は前条 (元請負人の催告によらない解除権) 各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>
<p>第33条 (下請負人の催告によらない解除権)</p> <p>下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、書面をもって元請負人に通知して直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第23条 (工事の変更、中止等) の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき。</p> <p>(2) 第23条の規定による工事の施工の中止期間が6カ月を超えたとき。但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6カ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p>	<p>第31条 (下請負人の催告によらない解除権)</p> <p>下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、書面をもって元請負人に通知して直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第21条 (工事の変更、中止等) の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき。</p> <p>(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が6カ月を超えたとき。但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6カ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p>
<p>第34条 (下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第32条 (下請負人の催告による解除権) 又は前条 (下請負人の催告によらない解除権) 各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>第32条 (下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第30条 (下請負人の催告による解除権) 又は前条 (下請負人の催告によらない解除権) 各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>
<p>第36条</p> <p>この契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第28条第2項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。</p>	<p>第34条</p> <p>この契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第26条第2項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。</p>

<p>第37条（元請負人の損害賠償請求等） 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3）第29条又は第30条の規定により、この契約が解除されたとき。</p> <p>（4）略</p>	<p>第35条（元請負人の損害賠償請求等） 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3）第27条又は第28条の規定により、この契約が解除されたとき。</p> <p>（4）略</p>
<p>第38条（下請負人の損害賠償請求等） 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>（1）第32条及び第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>（2）略</p> <p>2 第13条（部分払）第3項又は第14条（引渡し時の支払）第2項（第12条（部分引渡し）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第13条第3項又は第14条第2項の規定による請負代金にあっては年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。</p>	<p>第36条（下請負人の損害賠償請求等） 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>（1）第30条及び第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>（2）略</p> <p>2 第11条（部分払）第3項又は第12条（引渡し時の支払）第2項（第10条（部分引渡し）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第11条第3項又は第12条第2項の規定による請負代金にあっては年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。</p>